



司法書士業務と外為法

日司連国際室涉外業務推進部会
室委員・米国ワシントン州弁護士 亀崎 絹子

司法書士として涉外業務を取り扱う際に必ず意識するのが外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）及びその関連法令に基づく手続であろう。

司法書士は、不動産購入や会社設立などに業務として関わるところ、日本に住んでいない顧客のためにこれらの業務を行う場合、外為法の適用の可能性が出てくる。外為法上の分類でいえば、資本取引、対内直接投資、並びにこれらの対外取引を決済するための支払や支払の受領などであるが、これらは司法書士法上の業務の直前若しくは直後に手続が必要なものが多い。

外為法の手続は、複雑でかつ種類が多く、司法書士業務との関連が薄いもの—例えば、数年前に報道で取り上げられていた大量破壊兵器に利用・転用されるおそれのある貨物・技術の輸出や技術提供など—もあり、このようなものまで含めると説明が膨大になってしまうので、本付箋では、外為法の手続中、司法書士業務を行う上で意識しておくべきもののみを紹介する。

受託事件の中に日本に住んでいない顧客がいる場合や、日本と外国の間で金銭の移動が発生する場合に、外為法上該当する手続がないかを都度確認するのがよいのではないかと考える。

1. 定義

外為法上、用語の定義があるので、その定義を確認する必要がある。以下、重要なものについて簡単に説明する。

(1) 外国投資家

外国投資家とは、外為法26条1項に、①非居住者個人（非居住者の定義については後述）、②外国法令に基づいて設立された法人や組合等の他、日本法人であっても、③上述①②によって過半数の議決権を保有されている会社や、④役員又は役員で代表権を有する者のいずれかの過半数が①で占められた法人も、居住者外国投資家と定義づけられていて、各種手続の対象となる。

(2) 非居住者と居住者

居住者とは、外為法6条1項5号に、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人並びに非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所と定義され、非居住者とは、同6号に、居住者以外の自然人及び法人をいうと定義されている。外為法にいう非居住者と居住者の基準は、居住の実体から判定するものであり、単に住民登録があるとか、在留資格があるとかだけで判定するものではない。また、非居住者か居住者かの判定に国籍は基準とならないので、日本人も含まれる。

(3) 許可・届出・報告

定義とは異なるが、手続の種類として、①事前に所管大臣の許可が必要な取引、②事前に所管大臣への届出が必要な取引、そして③取引完了後に所管大臣へ報告が必要な取引の3つがある。①は、財務大臣及び経済産業大臣が経済制裁措置を発動している国やテロリストに指定されている団体・個人が相手方となる場合及び特定の貨物等や特定の国を仕向地・船積地とする貨物の輸出・輸入等が該当する。②及び③は、日本国の安全保障や日本国民の経済や生活への影響から判断され、事前届出を要するとされているものと、いわゆる事後報告と呼ばれる取引完了後に報告を要するとされているものがある。

2. 主に会社法上の行為に関係する事項

(1) 対内直接投資

対内直接投資とは、外為法26条2項に定められているものであり、外国投資家が会社の株式又は持分の取得などを行うものを指している。

対内直接投資に関する届出・事後報告の例としては、以下があげられる。会社の設立や増資の際に提出する「株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用に関する届出書（又は報告書）」、事後報告業種から会社の事業目的を変更して事前届出業種を行う際に提出する「会社の事業目的の変更の同意に関する届出書」、一定額以上の金銭の貸付けの際に提出する「金銭の貸付けに関する届出書（又は報告書）」のほか、取締役又は監査役の選任に係る役員変更時に提出する「取締役又は監査役の選任に係る議案に関して行う同意に関する届出書」や事業譲渡、吸収分割及び合併によって事業を承継する場合に提出する「事業の承継に関する届出書」などである。会社設立、増資、目的変更、役員変更及び合併分割と、司法書士法上の業務が並んでいることにお気づきであろう。

(2) 手続の種類

例えば、同じ株式の取得でも株式発行会社の事業の種類（業種）や外国投資家の国籍・所在国により、事前届出をする必要がある場合と、事後報告でよい場合とがある。株式取得の対象となる株式発行会社の事業の判定基準は、定款上の目的ではなく、実質で判断されることに注意が必要である。よって、定款に事前届出業種が記載されていても実際にその事業を行っていないのであれば届出をする必要はない。逆に定款には記載がないが、実際に事前届出業種の事業を行っているのであれば、事前届出が必要となる。

① 事前に所管大臣への届出が必要な取引

業種基準については、武器、原子炉、人工衛星の製造やこれらを使用するためのソフトウェアなど、日本国の安全保障に関連する取引並びに農業、漁業、電気・ガス・水道業、情報通信、運輸業、警備業などのインフラや日本国民の生活に直結する取引等資本移動の自由化を留保している業種に該当する場合である。事前業種に該当するか否かの判断は、「対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」の別表1～3に詳細に記載されているので、参照されたい。なお、2019年には、サイバーセキュリティの観点から事前届出業種として、情報処理関連の機器・部品製造業、情報処理関連のソフトウェア製造業、情報通信サービス関連などが広く追加されているので、従前事前届出が不要であった業種であっても注意を要する。

次に、外国投資家の国籍又は所在国基準については、業種としては事後報告に分類される場合でも、外国投資家の国籍又は所在国により事前届出に分類されるものがある。具体的には、「対内直接投資等に関する命令別表第1」に掲載されている国や地域以外の場合には、事前届出が必要となる。

事前届出に該当する場合、外為法27条1項に基づき、該当取引を行おうとする日の前6か月以内に届出を行う必要がある。届出をした後すぐに取引ができるというものではなく、同条2項により財務大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して30日を経過する日までは当該届出に係る対内直接投資等を行ってはならない、とされている。なお、実務的には対内直接投資等に関する命令8条に基づき期間が短縮されている事例が多く、その場合は届出後1週間～3週間程度で、日本銀行のホームページに届出に係る取引を行うことができる日が公示される。なお、一定の届出書を提出した取引を実行した場合は、実行後に実行報告といわれる報告書を提出する必要がある。

② 取引完了後に所管大臣へ報告が必要な取引
上述の①に該当しない業種かつ外国投資家の国籍・所在国が該当する。

3. 主に不動産取得に関係する事項

外為法20条の資本取引のうち、同条10号の不動産若しくはこれに関する権利の取得に基づいて提出する「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書」が、不動産取得と関連する手続である。これは、非居住者が日本にある不動産を購入した場合や、不動産上に地上権や抵当権等の権利を取得した場合に提出が必要となるものである。なお、非居住者等のための居住用不動産等の取得の場合は該当しない。

報告者の基準は、非居住者であって国籍は基準ではない。例えば、日本人であっても非居住者が日本の不動産を別荘として購入した場合はこの報告書の提出が必要となる。

なお、3,000万円を超える金銭を外国から日本へ送金して支払った場合には、この不動産の取得に関する報告とは別に、以下4で記述する支払等に関する報告も必要となる。

4. 支払等に関する報告

上記2及び3で述べた取引に関する分類とは別に、金銭の支払等に関する報告の分類がある（外為法55条）。3,000万円を超える金銭を外国へ支払った場合や外国から受領した場合が該当するが、実際に金銭の支払や受領をしていなくても相殺や免除した場合等にも支払等に関する報告をする必要がある。

提出先は、日本銀行であるものもあれば、支払の受領等をした市中銀行である場合もある。

5. まとめに代えて

以上のとおり、外為法のうち、司法書士業務に関係する点について概要を記述した。財務省のホームページによると、事前届出を怠った場合の措置についての記述があり、違反が意図的に行われたのか、発覚した経緯、反復継続性等を考慮して外為法上の措置その他の必要な措置を講ずるとされている。司法書士は不動産取得時や会社の設立、増資、目的変更、役員変更、会社再編手続において必ず関与する専門家であり、税務など一部の特別な分野を除きこれらの分野において他の専門家が関与していることは少ない。外為法の手続が必要な場合は、司法書士は、依頼者に注意喚起すべきである。

参考文献

経済産業省 “外為法について”

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/01_gaitame/gaiyou.html

(参照2022-9-7)

財務省 “外為法関係・為替政策”

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/index.html

(参照2022-9-7)

日本銀行 “外為法に関する手続き”

<https://www.boj.or.jp/about/services/tame/index.htm/>

(参照2022-9-7)